

令和7年度10月定例記者会見 次第

日時：10月24日（金）13時30分

会場：糸島市役所 庁議室

【出席者】

〔伊都国記者会〕朝日新聞社、糸島新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、
読売新聞社、NHK福岡放送局、時事通信社

〔糸島市〕 市長、副市長、教育長、関係課（下記参照）

1 市長あいさつ

2 案件

①ワークチャレンジ糸島1000について

【市長発表】

地域福祉課

②地域ぐるみの有害鳥獣対策開始について

【市長発表】

農地政策課

3 懇談・その他

引き続き、下記のとおり協定締結式を実施します。ご参加の程、お願ひいたします。

【時間】定例記者会見終了後 【会場】応接室

アビスパ福岡株式会社との「フレンドリータウンに関する協定」（生涯学習課）

■次回定例記者会見の開催日時（予定）

日時：11月21日（金）13時30分～

場所：糸島市役所 庁議室

ワークチャレンジ糸島 1000

～糸島市障がい者等ワークチャレンジ事業～

令和6年6月、障がいのある人の仕事の受注拡大、工賃向上を図るため、NPOセルフセンター福岡が福岡県や日本財団の支援を受け、糸島市内に、IT系業務特化型共同オフィス「データワークラボ ITOSHIMA」を開設しました。

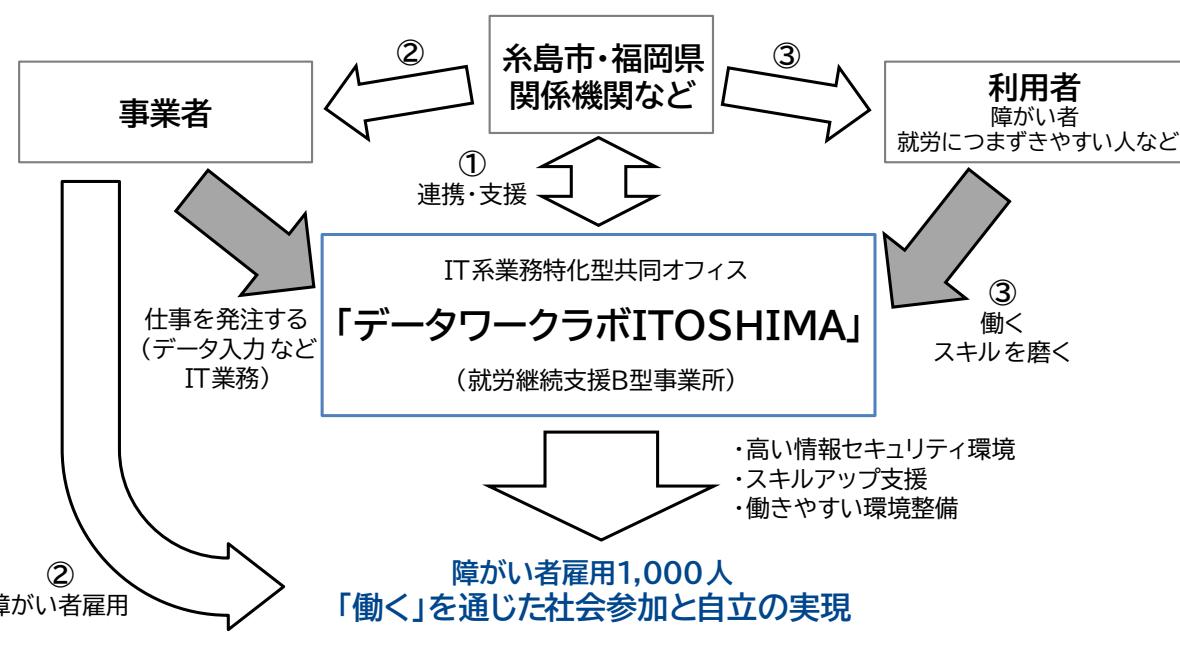
障がい者や就労につまずきやすい人の自立支援が求められる中、糸島市では同施設の活用など「ワークチャレンジ糸島 1000」に取り組んでいます。

ワークチャレンジ糸島1000

(糸島版 障がい者等就労支援)

～雇用・就業・自立支援を一体的に推進～

- ① 障がい者の工賃向上
- ② 市内事業所の障がい者雇用率向上
- ③ 就労により自立を目指す人への支援



①障がい者の工賃向上

令和5年度の障がい者の工賃（賃金）は、下表（次ページ）のとおり。

本市では、障がい者の工賃が国や県より低い現状を踏まえ、「ワークチャレンジ糸島 1000」の一環として、データ入力などの業務をデータワークラボ ITOSHIMA に発注し、工賃向上の一助としています。

同施設では、高い情報セキュリティ環境の整備や利用者（働いている人）のスキルアップに取り組み、その成果として福岡県や一般企業などからの受託もあり、平均想定工賃※は月額 49,520 円で時給 500 円を超えております（参考：福岡県時給最低賃金 992 円（R6.10.5 発効））。

こうした取り組みを広げることで、障がい者が安心して働き、自立できる社会につながります。

※想定工賃（時給） = ① ÷ ②

- ①当該月にセルプセンター福岡が
作業の完成に応じて施設に支払った額
②データワークラボに従事した施設の
利用者の当該月の作業従事時間の合計

	就労継続支援 A型（賃金）	就労継続支援 B型（工賃）
全国平均	86,752 円/月	23,053 円/月
福岡県	85,333 円/月	21,393 円/月
糸島市	82,966 円/月	18,338 円/月

②市内事業所の障がい者雇用率向上

本市の雇用支援専門員がハローワーク等と連携し、市内企業へ訪問して障がい者雇用の理解促進を進めています。令和7年度は15社を訪問。将来的に、糸島特別支援学校の卒業生やワークチャレンジ糸島1000の就労体験者が、市内で働き続けられる地域づくりを目指しています。

「令和7年度 糸島市障がい者就労・雇用支援セミナー」

内容：「障がい者雇用の現状・制度変更（「雇用義務」から「人材戦略」へ）」講演

「障がい者雇用が企業を救う（倒産寸前の工場が障がい者雇用でV字回復）」講演

総合討論

会場：糸島市健康福祉センター あごら 視聴覚室

開催日：令和8年1月6日（火）14:00～15:35（受付開始13:30）

参加費：無料

定員：60名（申し込み先着順）



③就労により自立を目指す人への支援

生活困窮者、ひきこもり、就労支援が必要な学生、高齢者など障がいの有無を問わずIT系就労体験の場を提供します。長期間ブランクがある方、仕事が長続きしない方など、相談に応じますので、気軽にご相談をお願いします。
一定の業務を行うことができれば工賃も支払われます。

○相談先：糸島市役所地域福祉課

電話：092-332-2073（市役所開庁日の9:00～17:15）

メール：chiikifukushi@city.itoshima.lg.jp

データワークラボ ITOSHIMA

メール：dwl_itoshima@selp-fukuoka.com（24時間受付）

※データワークラボ ITOSHIMAへの相談申込はメールのみ。

担当者確認後、追ってご連絡します。

【問い合わせ先】

糸島市 健康福祉部地域福祉課

障がい福祉係 担当：田中、栗木

電話番号：332-2073

メール：chiikifukushi@city.itoshima.lg.jp

地域ぐるみの有害鳥獣対策を開始

糸島市においても近年、有害鳥獣（サル・イノシシ等）による被害が増加しています。

この状況を受け、本市では、新たに地域ぐるみで進める有害鳥獣対策を開始します。

地域一体の体制を構築し、地域特性に合った効果的な手法を地域住民とともに検討・実証するとともに、今後の市の取組に活かすための現場データの収集を進め、持続的な被害軽減と安心して営農・生活できる地域の実現を目指します。

取組概要

- ・校区単位で、市派遣の専門家の助言を受けながら地域の環境に合う「効果のある対策」を実施検証
今年度は「長糸校区」で試験的に実施

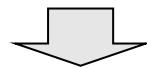
第1回目の協議を下記の通り開催します。

日時：11月21日(金)19:00～

場所：長糸コミュニティセンター



Step1：校区での研修・対策案協議
地域の課題、現状、取り組み方針を整理



Step2：校区内のモデル集落での対策実証
モデル集落での対策案の実証
圃場での実地研修や指導、アドバイス



Step3：効果検証、他地域への展開
取組経過や成果の共有(随時実施)
他校区や他集落への展開
有害鳥獣対策指導員の育成

今後の展開等

事業結果を検証し、令和8年度以降も有害鳥獣被害の軽減を目指し、積極的に対策を進めていきます。

今後実施予定の事業

- ・「地域ぐるみの有害鳥獣対策」の他校区への展開
(10校区を想定)
- ・箱わな100基を校区へ配置
- ・新規狩猟免許取得者を100名育成
(免許取得費用全額補助)
- ・サル等の有害鳥獣の追払いに利用する煙火（ロケット花火）購入に対し半額補助を実施
- ・野生動物との棲み分けのための緩衝林整備（5地区11箇所を想定）



取組のイメージ

①集落診断

- ➡ 地域の課題、現状の共有
- ➡ モデルとして取り組む地域、獣種の選定

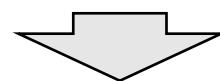
防御？捕獲？追い払い？

思い込みや個人の勘に頼らない
効果ある対策を実証・体験し
被害対策の生きたモデルとする



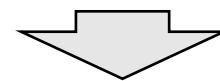
②現場の確認

- ➡ ほ場、地域環境の確認



③対策方法の検討

- ➡ 地域の現状に適した対策を検討
- ➡ 効果、必要な労力等も踏まえて検討



④対策の実施

防御

- ・防護柵管理の徹底
(見回り活動等)
- ・放任果樹、作物残渣除去
(地域に寄せ付けない)
- ・ねぐらの除去活動

等

捕獲

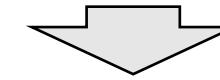
- ・加害獣の特定、被害の把握
- ・獵友会と共同した捕獲活動
- ・地域内捕獲者の確保・支援

等

追い払い

- ・追い払い技術の共有
- ・集落連携による追払い

等



⑤効果検証・他地域への展開

- ➡ 取り組み経過や成果の共有
- ➡ 他地域への展開、市施策への反映

【問い合わせ先】

糸島市 農林水産部農地政策課

農地整備係 担当：松山、山名

電話番号：332-2089

メール：nochi@city.itoshima.lg.jp

有害鳥獣対策について

1. 有害鳥獣対策の3本柱

- ・鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本
- ・この対策（活動）を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、効果を大きく左右

①個体群管理（捕獲等）

- ・農地周辺等での加害個体等の捕獲
※農作物等を食物として覚え、農地や集落周辺を生息の場とする個体を捕獲対象とする

②侵入防止対策（防御、追払い等）

- ・農地等への侵入防止策の設置、適正な管理、追払い

③生息環境管理（防御）

- ・農作物の残渣等の管理、放任果樹の伐採等
- ・耕作放棄地などのねぐらや棲みかとなる場所の管理

捕獲をしても、環境が良ければ、すぐに元に戻ってしまう。
集落や農地を加害鳥獣にとって住みにくい所にすることが最も大切

2. 地域ぐるみの有害鳥獣対策の具体的流れ

専門家（農林水産省農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー）による伴走支援事業

①集落診断

- ・基礎研修

有害鳥獣対策の基礎的な知識習得のための勉強会

- ・被害状況の把握

地域住民への被害状況のヒアリング

- ・対策方針案の検討

専門家のアドバイスを受けながら、どの様な対策が取りうるのかワークショップを行い、対策イメージを検討する。

地域では「③」の具体的対策方法の検討に向け、会議後に実施体制等を調整する。

②現場の確認

- ・フィールドワーク

地域住民と一緒に被害の多い地区を回り、動物の痕跡や対策上問題となるポイントを把握

被害多発場所の状況、有害鳥獣の侵入の形跡や経路等の確認

鳥獣のねぐらや隠れ家となりそうな箇所の確認

鳥獣の餌場となってしまうような放置果樹や農作物残渣の放置等の状況

③対策方法の検討

- ・具体的な取り組みの内容を検討⇒実施を繰り返す

フィールドワークを通して得た情報や地域での調整結果を基に具体的な対策方針を決定。

取り組みは各個人や集落で実施するとともに、被害多発ほ場等をモデルに皆で効果検証

集落診断・対策検討のイメージ



④対策の実施

- ・防御、捕獲、追払いの具体的取組(手段)検討し、実際に取り組みを実施する。
- ・対策手段は、専門家の助言を受けつつ、地域の負担も考慮し持続可能なものを選定。
- ・必要に応じ、専門家の現場での支援、実地研修会も行う。

対策の実施例

防御

・防護柵等の設置方法の実地研修

ほ場において、防護柵設置のポイントや侵入を許しそうな問題個所の補修等を実際に作業も行いながらの研修会を実施

・防御柵管理の徹底

地域での見回り活動や対策不十分箇所への対策の実施

・モデルほ場での防御の取組み

新技術などを活用した新たな取り組みをモデルほ場で実施、検証

・放任果樹の除去

鳥獣の餌場となってしまうような放任果樹の撤去活動の共同実施

・作物残渣除去の徹底

・ねぐらの除去活動

ねぐらとなっている場所の草刈等による、加害獣の定住の阻止

※加害獣は山から下りてくるのではなく集落付近に棲みついている。

捕獲

・加害獣の特定、被害の把握、捕獲

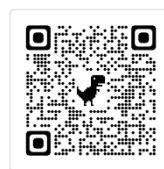
地域から隨時提供される被害情報を基に

加害獣の生息状況を専門家が分析

福岡県鳥獣被害対策システムを活用

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/choju-system.html>)

猟友会等と共同による捕獲の実施



投稿用



閲覧用

・地域内捕獲者の確保・支援

地域で速やかな捕獲活動ができるように地域内捕獲者を確保

※狩猟者も高齢化等により担い手が減少している現状

猟友会等とも連携して、狩猟技術の研修を実施

追払い

・追い払い技術の共有

慣れさせない、加害獣に「集落や農地は怖いところ」と思わせる追払い

追い払いの実地研修

・集落連携による追払い

他所に逃げるのではなく、山に追い込むための集落連携による追払い

加害獣の生息域を分析

マニュアル作成や連絡体制の構築